

富士宮市立西小学校における「学校いじめ防止基本方針」（令和5年度）

（※ は改訂内容）

本方針は、人権尊重の理念に基づき、西小学校すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。大人社会におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題も、いじめの延長線上で起こります。ですから、いじめ問題は、心豊かで安全で安心な社会をいかにつくるかという、社会全体の課題でもあるのです。

いじめをなくすためには、大人一人一人が「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会全体でいじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

(1) いじめについての共通理解を図ります。

- いじめの特質や原因・背景、指導上の具体的な留意点などについて、校内研修や職員会議、生徒指導部会で情報交換を行い、全職員の共通理解を図ります。気になる子については、いじめの兆候を見逃さないように、全職員で未然に防ぐことを第一に話し合います。
- 児童についても、全校集会や学級活動で、校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許さない」ことの理解を促します。

(2) いじめが起こりにくい集団をつくります。

- 児童同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、自治意識と自己肯定感を高めていくことで、いじめの発生を防ぐように努めます。
 - ・運動会等の行事で、**児童会を中心に縦割り団活動**を行います。
 - ・昼休みに、学級で楽しい遊びを行ったり、スーパー昼休みに縦割り団の遊び（団昼）を実施したりします。
 - ・児童会を中心に朝の挨拶運動を行い、良い挨拶を全校に広めます。
 - ・各学級の**朝の会**で「**よいところ見つけ**」等を行い、互いに認め合う場を設定します。
 - ・本校独自の「**人間関係作りプログラム（友達と仲良くなるためのトレーニング、以下友トレ）**」を年間4回実施します。
 - ・道徳教育で共によりになりたいという心の力を引き出し、各教室や学年だより「**道徳コーナー**」を設けたり、徳（Talk）の日を設定したりして、家庭と連携して道徳的实践力を広めるように努めます。
 - ・「**ふるさと学習支援の会**」の協力により、農作物などをつくり、地域の方々とふれ合うことを通して、自然や地域を大切に作る心を育てます。
- 授業の中で規律等を大切にします。
 - ・授業前の黙想、礼の仕方、発表の仕方、**ノート**の取り方等、教職員で共通理解を図り、**全校で統一した指導**をします。
 - ・筆箱の中身や、ランドセルや横断バッグを使用すること、学校に必要な物は持ってこないこと等、教職員で共通理解を図り、家庭にもお便りで知らせ協力をお願いします。
 - ・「**ふわふわ言葉~~ふいふいふ~~**」を意識して守れるように全校をあげて推進します。

(3) 児童自らがいじめについて考える場や機会を設定します。

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を学級活動等で設定し、児童自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
- 道徳の時間では、**ちくちく言葉やふわふわ言葉**等いじめに関連する道徳的価値について、児童がじっくりと考えを深められるように指導します。
- 学級活動で「**友トレ**」を行いでは、問題場面を具体的に想定し、相手の気持ちを考えることで、適切な言葉掛けや行動を話し合います。

3 いじめへの対応に向けた取組

(1) 早期発見

- 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の**情報交換**を行い、**情報を共有**するよう努めます。
- たとえ、小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員でかかわり、いじめを積極的に認知し、対応するよう努めます。
- 市で取り組んでいる定期的な**アンケート調査**の実施（6月・11月・2月）や**教育相談**により、**いじめを訴えやすい体制**を整えます。
- 保健室や相談室の利用、スクールカウンセラーの相談、電話相談窓口について広く周知するとともに、児童及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

(2) いじめへの対応

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずにチームで対応し、情報を共有します。
- 被害児童及びいじめを知らせてきた**児童の安全を確保**します。
- 校長・教頭・生徒指導主任への報告の後、いじめの態様等に即した校内いじめ対策委員会を編成し、今後の対応について確認します。
- 被害児童・加害児童や周囲の児童・保護者などから情報収集し、事実関係を把握します。それをもとに、関係機関との連携を図りながら、校内いじめ対策委員会において、指導方針の協議をします。
- 加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に行うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。
- いじめの解消に向けた指導と支援を行い、その後の経過観察・継続指導をします。事態が収束した後も、継続して見守っていきます。

(3) 重大事態が発生した場合の対応

- 速やかに市教育委員会へ報告します。
- 市教育委員会や富士宮市いじめ問題調査委員会の指導・助言のもと、調査を行い、事実関係を把握し、報告します。
- その後、必要に応じて再調査を行い、市長及び被害者側保護者へ調査報告書を提出します。

4 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会の開催、学校・学年たよりの発行、ホームページ等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
- インターネット・ゲームによるいじめ問題**等について、保護者に情報モラル講座を開く等広く啓発し、家庭での目配りを依頼します。
- いじめが確認された場合**は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判

明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

5 教育委員会や関係機関等との連携

○いじめにより被害者児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じる可能性や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる心配がある場合は、速やかに**教育委員会や家庭児童相談室に報告**し、その後の調査の仕方など対応を相談します。

○いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、**富士宮警察署と連携**して対処します。また、被害者児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じた場合には、直ちに富士宮警察署に通報し、適切に対応を求めます。

6 いじめ対策委員会

校長、教頭、教務、教諭（低・中・高各1名ずつ）・生徒指導主任、養護教諭

スクールカウンセラー、学校評議員（PTA会長、民生委員も含む）

7 年間の取組計画について

令和4年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立西小学校

月	対 象			内 容	場面 方法
	職員	児童	地保 保護 域者		
4	○			基本方針策定・確認	年度当初職員会議
		○		始業式で呼びかけ	始業式
			○	「学校いじめ防止基本方針」の配布	配布物
		○		1年生と輪を広げる会の心構え・指導	学級活動
5	○		○	PTA総会でいじめ防止基本方針の説明・協力依頼	PTA総会
	○			学校評議員会、青少年育成連絡会などでの協力要請	関係会議
		○		児童会年間スローガンの作成	児童会
6		○		人間関係作りプログラム(以下、友トレ)①	学級活動
		○		いじめアンケート・面談	朝の会・放課後
	○			いじめアンケートの報告	職員会議
7			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価児童アンケート	
8	○			アンケート分析	
9	○			1学期学校評価から報告、計画の修正・実施	職員会議
		○	○	全校一斉道徳授業参観	授業参観
		○		友トレ②	学級活動
10		○		学校行事(運動会)参加にあたり	特別活動
	○			事例研修(スクールカウンセラー)	研修(生徒指導)
		○		いじめアンケート・面談	朝の会・放課後

11	○			いじめアンケートの報告	職員会議
12		○		友トレ③	学級活動
			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価児童アンケート	
1	○			アンケート分析	
	○			2学期学校評価から報告，計画の修正・実施	教育課程編成会議
2		○		友トレ④	学級活動
	○			いじめ防止基本方針の見直し	生徒指導部会
	○			いじめ防止基本方針の確認	職員会議
		○		いじめアンケート・面談	朝の会・放課後
3	○			いじめアンケートの報告	職員会議